

中国での進歩性の判断における 技術的啓示(技術的示唆)

楊
林

存 吉*
軍 (訳)**

抄 録 特許の進歩性の判断において、技術的啓示(技術的示唆)とは、発明の属する技術分野の技術者(当業者)が既存の技術的手段を結合して特許技術を得るための思考力を導くことができるものである。技術者に思考力を与えることができるのは言葉ではなく論理である。特許の進歩性の判断において、このような論理はある技術的手段(「因」ともいう)がある特定の作用(「果」ともいう)を果たすことができる全体であるべきである。言い換えれば、このような論理は完全な因果関係であるべきであるが、原因だけあるいは結果だけからなる言語文字自体を技術的啓示と呼ぶことはできない。同理で、逆方向への技術的啓示は、逆方向の因果関係の全体であるべきであるが、その逆の原因だけあるいはその逆の結果だけからなる言語文字自体は逆方向への技術的啓示と呼ぶことはできない。

目 次

1. はじめに
2. 技術的啓示についての考慮すべき要素
 2. 1 目的性についての考慮
 2. 2 主体性についての考慮
 2. 3 規則適合性についての考慮
3. 技術的啓示と逆方向への技術的啓示の本質的な属性
 3. 1 技術的啓示の本質的な属性
 3. 2 逆方向への技術的啓示の本質的な属性
4. 技術的啓示の判断におけるその他関連問題
 4. 1 現有技術の範囲及びその特定
 4. 2 技術的手段の作用
5. ケーススタディ
6. おわりに

1. はじめに

中国の民間で伝承されているじいさんの物語から語る。じいさんは目の不自由な人である。じいさんはとても優しい人で、村の子供たちは彼と遊ぶのが好きである。子供たちが「ねえね

え、じいちゃん、紅豆の色は？」と聞くと「紅豆は紅だぞ!」「じゃ、緑豆の色は？」と聞くと「緑豆は緑だ!」とじいさんはしきりに答えていた。子供たちは続いて、「じいちゃん、黄豆は？」と聞くと「黄豆は黄だ!」「だったら、豇(ジャン)豆はどうですか?」「勿論、豇豆は豇豇だもん!」とじいさんは考えずに答えていた。すると、子供たちはみんな笑い、じいさんも笑った。

じいさんと子供たちの世界の中で、彼らはそれぞれ楽しんでいる。多くの人が賛否両論しているこの時代に、じいさんは多くの問題に答えた。この点から見れば、じいさんの収穫は少なくとも悪くはない。しかしながら、子供たちは、じいさんの答え、あるいは、じいさんの答えを

* 元中国国家知的財産権局専利複審委員会 三級審査員、中国(西北地区)特許侵害判定コンサルティングセンター 特級専門家、北京派特恩知識産権代理有限公司 中国弁理士 Cunji YANG

** 北京派特恩知識産権代理有限公司 中国弁理士・中国弁護士 Jun LIN

出すための考え方に問題があるように感じていた。ならば、この問題はなんだろうか？明らかに、子供たちはじいさんに落とし穴をつくり、色がその名前の頭文字にあたる豆を先にいくつか挙げていた。そして、じいさんは頭文字を聞くだけで、直ちに正しい答えを得ることができた。しかし、最後の豆の色はその豆の名前と関係がなかった。じいさんの思考がもつ慣性や惰性のいずれかが優勢になると、当然に笑い話ができってしまう。考えてみると、子供たちがいたずらをしたとしても、もしもじいさんがこれらの豆の色に関するつながりを知ることができれば、その起因と結果を把握できていれば、豆の名前に多くの落とし穴が隠されているとしても、じいさんがきっと余裕で答えられると思う。

大自然は神秘である。未知の前では私たちもじいさんと同じく目の不自由な状態であり、目の先の道にも落とし穴があるかもしれない。特許の進歩性の判断において、現有技術（既存技術）が技術的啓示を与えたか否かの判断は常に簡単かつ明瞭であるわけではなく、ときどき私たちはある情報（判断においてそれらの情報は未知である）を考え忘れ、または無視してしまい、誤った判断をしてしまうこともある。

現有技術が技術的啓示あるいは逆方向への技術的啓示を与えたか否かの判断において、如何にして誤った判断を避けられるか、あるいは如何にしてより合理的な判断結果が得られるか、如何にして判断する際に考慮すべき情報を簡単に見失うことがないかに当たって、本稿ではそのなかの「因果関係」について検討してみる。

2. 技術的啓示についての考慮すべき要素

現有技術中に技術的啓示が存在するか否かを正確に判断するには、間違いなく、まず技術的啓示とは何だろうかを考える必要がある。しかしながら、従来より概念についての画定は簡単

なことではないため、本稿ではこの問題に挑戦する気はない。ここでは、技術的啓発の概念の作用や発明の属する技術分野の技術者（日本でいう当業者。以下、「当業者」と記す。）の基本的な考え方、部門規則に関する規定の面から、技術的啓示の意味を理解する際に考慮すべき要素を検討してみる。

2. 1 目的性についての考慮

概念はいつも目的のために働きかける。ある概念の本質的な属性を理解するにはこの概念を導入する目的から検討することができ、特許の進歩性の判断における「技術的啓示」の意味を理解するのにも同様である。

特許の進歩性の判断において「3ステップ法」は最も基本的且つ最も一般的な方法である。この方法の最後のステップは、保護を求める発明が当業者にとって自明であるかどうかを判断することになる。「技術的啓示」の概念は、このステップに導入され運用されている。このステップの判断において、現有技術が全体に技術的啓示を与えるかどうか、すなわち、現有技術の中で、区別技術特徴（日本でいう相違点。）を最も近似した現有技術に適用して、存在する技術課題を解決する啓示を与えるかどうかを確認する必要がある、このような啓示は当業者に対して、解決しようとする技術課題に直面したとき、最も近似した現有技術を改善し、保護を求める発明を得る動機を引き出す。

技術的啓示が見いだされるまで、最も近似した現有技術と区別技術特徴は、分離した2つの既存の技術的手段（または既存の技術的手段の組み合わせ）だけに止まる。それらはすべて公知技術の領域に属しており、自由に利用されるが、組み合わせられたことはなかった。しかし、技術的啓示が現れると、当業者に動機が生じ、このような動機は当業者に既存の技術的手段を結合して特許技術を得るためのものである。

よって、特許の進歩性の判断において、技術的啓示は、当業者が既存の技術的手段を結合して特許技術を得るための思考力を導くことができるものとなる。

2. 2 主体性についての考慮

確かに、人類の未知の世界を認識し探索する方法について特に禁止されているものはない。人々は原因に基づき結果を導き出したり、あるいは結果に基づき原因を推測したり、さらに何の因果もなく想像したりすることができる。しかし、これらは特許の進歩性の判断における当業者の基本的思考手段に属さない。

ここでいう当業者は、普通の技術者である。「専利審査指南」では次のように規定している。即ち、属する技術分野の技術者とは、ある仮定の「人」を指すものであり、出願日又は優先権日以前に、発明が属する技術分野における全ての一般的な技術的知識を知っており、その分野における全ての現有技術を知り得るとともに、その日以前の通常の実験の手段を運用する能力を有するが、創造能力は有しないことと仮定された。従って、本分野の一般的な技術者が持っている素材は、その分野の一般的な技術的知識（既知の現有技術、公知技術）と目の前にある現有技術だけであり、その手段は論理的な分析、推理、通常の実験だけである。このような素材と手段の下で、当業者の思考は理性的で実務的なものである。

このような考え方の下で、当業者の行動は不規則で無目的なものとはならない。逆に、当業者がある行動を起こす動機を引き出すには、その行動の目的を彼らに知ってもらうだけでなく、この行動で上述した目的を確実に実現されることを彼らに知ってもらう（即ち当該目的を実現できる原因を知ってもらう）必要もあり、よってその行動が明確で価値のあることを彼らに心から確信させて、そしてその自分の心まで

確信できたことを自発的に実際の行動に移すように彼らを刺激することになる。特許技術を理解する前に、当業者は通常の多くの技術的特徴からなる多くの現有技術に直面した時、彼らはこの中からランダムにいくつかの技術的特徴を選択して、価値がなくかつ数量の多い技術的特徴の集合にすることはしない。逆に、彼らはある現有技術のある一つ（あるいはある複数個）の技術的特徴が特定の作用を持っていると確信し、このような作用が別の現有技術に対して実質的な価値をもたらす（例えば、一定の技術課題を解決する場合）と確認すると、彼らはやっとな者を結びつける動機が出てくる。

言い換えれば、当業者は結果を知るだけでなく、原因を知る必要もある。単独の原因や単独の結果は論理のない単純な言語に過ぎず、当業者が自発的に行動することを引き起こすのではなく、当業者は因果関係が一つの全体として頭の中に入ったときだけ、やっとな既存の素材を行動の動力に変換することができる。

簡単に言えば、当業者に思考力を与えるのは、単純な言語ではなく、完全な因果関係の論理である。

2. 3 規則適合性についての考慮

「専利審査指南」第四部第二章第3.2.1.1節において、通常現有技術中に技術的啓示が存在すると思われるいくつかの場合が記載されている。「……（ii）前述の区別特徴は最も近似した現有技術と関連する技術的手段である。例えば、同一の引用文献のその他の部分に開示された技術的手段が当該その他の部分で果たす作用は、その区別特徴が保護を求める発明においてその改めて確定された技術課題を解決するための作用と同じである場合。……（iii）前述の区別特徴は別の引用文献に開示されている関連の技術的手段であり、当該技術的手段がこの引用文献において果たす作用が、その区別特徴が保護を

求める発明においてその改めて確定された技術課題を解決するための作用と同じである。」

ここで、「前述の区別特徴は別の引用文献に開示されている関連の技術的手段である。」ことは、現有技術中において区別技術特徴と同じ技術的手段が存在することを意味し、すなわち、現有技術中において技術的な作用を果たす原因が存在する。「当該技術的手段がこの引用文献において果たす作用が、その区別特徴が保護を求める発明においてその改めて確定された技術課題を解決するための作用と同じである。」ことは、区別技術特徴によってもたらす結果と同じ結果が現有技術中に存在することを意味する。

このように、現有技術において、完全な因果関係の論理が与えられた場合にこそ、「専利審査指南」に規定された現有技術中に技術的啓示が存在する条件は満たされていることがわかる。一方で、技術的手段が保護を求める発明と現有技術とにおいて異なる作用を果たす場合、すなわち、現有技術中に技術的手段（すなわち「因」）だけが存在するが、同じ作用（すなわち「果」）が存在しない場合、この条件を満たすとは思わず、現有技術中に技術的啓示が存在するとは思えない。

3. 技術的啓示と逆方向への技術的啓示の本質的な属性

3. 1 技術的啓示の本質的な属性

因果関係は全体性を持っている。技術的啓示の作用や技術的啓示の判断の主体から見ても、「専利審査指南」の規定から見ても、進歩性の判断において、技術的啓示は完全な「因果関係」であるべきであり、その中でいう「因」は技術的手段で、「果」は技術的手段によって得られる作用である。現有技術には「因」を表す記載だけでは、あるいは「果」を表す記載だけでは、「技術的啓示」が存在すると思われることはな

く、その両方が現有技術に備わっているときだけに「技術的啓示」が存在すると思われる。

因果関係は特定性を持っている。一つの因果関係については、ここの「因」は特に当該因果関係における「果」に対する「因」であり、ここの「果」は特に当該因果関係における「因」に対する「果」である。「因」と「果」には、一方に変化があれば、その因果関係も変わっていくことになり、元の因果関係ではなくなる。言い換えれば、もしこの論理を「(因→果)」を用いて表すと、因果関係「 $A \rightarrow B$ 」と「 $A \rightarrow C$ 」については、同じ「因」があるにもかかわらず、これらは二つの異なる因果関係となる。同様に、因果「 $A \rightarrow C$ 」と「 $D \rightarrow C$ 」については、同じ「果」があるにもかかわらず、これらも二つの異なる因果関係となる。

現有技術中に同一の因果関係が公開されていないことは、現有技術中に相応の技術的啓示が与えられていないことを意味する。上述の例のように、現有技術に対する発明の区別技術特徴はAであり、Aがこの発明の中で実際の技術課題を解決するのに果たした作用をBとし、すなわち発明中の因果関係は「 $A \rightarrow B$ 」である。ここでは、現有技術において技術的手段Aが存在しているが、Aがこの現有技術における実際に果たした作用はCであるため、現有技術における因果関係は「 $A \rightarrow C$ 」である。現有技術と発明とに存在する二つの因果関係が異なるため、現有技術が相応の技術的啓示を与えていると思っ

3. 2 逆方向への技術的啓示の本質的な属性

もし現有技術の中に技術的啓示が存在すれば、当業者は発明の方向に向かって既存の技術を改善し、保護を求める発明を得る動機が生まれる。これとは反対に、逆方向への技術的啓示が存在する場合、当業者は上記の動機が発生しないばかりではなく、仮に当業者の脳に発明の

方向に向かって既存の技術を改善する思考が現れたとしても、その逆方向への技術的啓示の存在によって、その思考をしっかり否定して是正してしまう。この意味では、逆方向への技術的啓示は、当業者を阻害することができ、発明の方向に向かって現有技術を改善することを放棄させる思考力である。

上述した当業者の基本的な考え方についての説明と結びつけてみると、当業者がこのように確信をもって、発明の方向に向かって現有技術を改善する思考を放棄することができるのも1種の明確な因果論理であり、ただこの論理は技術的啓示の因果論理と逆となる論理であるべきである。例えば、技術的手段Aが作用Bを果たすのに対する技術的啓示について、その逆方向への技術的啓示は、技術的手段Aが作用Bを果たすことができず、あるいは技術的手段Aが作用Cのみを果たすことができ、あるいは技術的手段Dのみが作用Bを果たすことができる。もし「Xではない」場合の符号を「!X」、果たした作用が一つの場合の符号を「○」で簡単に表すと、技術的啓示の論理関係は「 $A \rightarrow B$ 」で、逆方向への技術的啓示の論理関係は「 $A!(\rightarrow B)$ 」(即ち、技術的手段Aの因に対して作用Bの果が得られない。)あるいは「 $A \rightarrow \textcircled{C}$ 」, 「 $\textcircled{D} \rightarrow B$ 」及びそれらの等価の論理¹⁾であるべきであり、「 $!(A) \rightarrow C$ 」(即ち、技術的手段Aではない因ならば作用Cの果が得られる。)と「 $A \rightarrow C$ 」は逆方向への技術的啓示の論理関係とならない。

言い換えれば、発明において作用Bを果たす区別技術特徴Aにとって、もし現有技術に逆方

向への技術的啓示が存在すると認定しようとする場合、AからBまでの論理関係が成立可能性を現有技術の中で明確に否定しなければならない。そうでなければ、現有技術に逆方向への技術的啓示が存在すると簡単に判断するべきではない。

4. 技術的啓示の判断におけるその他関連問題

4. 1 現有技術の範囲及びその特定

発明が新規性や進歩性等の特許権を付与するための条件を具備するかどうかを判断する際に引用された関連文書は、通常「引用文献」と呼ばれる。技術的特徴とは比較的独立して一定の技術的機能を実行し、比較的独立的な技術の効果を生むことができる最小の技術ユニットである。技術方案は一つまたは複数の技術的特徴からなる技術的特徴の集合である。1つの引用文献の中で通常いくつか(例えばM個)の技術的特徴を記載して、これらの技術的特徴は通常、複数(例えばN個)の技術方案に組み合わせることができる。図1に示すように、引用文献には全体としたカップを記載しており、そのカップには3つの技術的特徴、つまり本体1、蓋2と皿3を含む。これらの技術的特徴により少なくとも図1に示された6つの技術方案に組み合わせることができる。これらの方案はすべて現有技術として特許の新規性や進歩性の判断に使用することができる。

特許の進歩性についての「3ステップ法」の

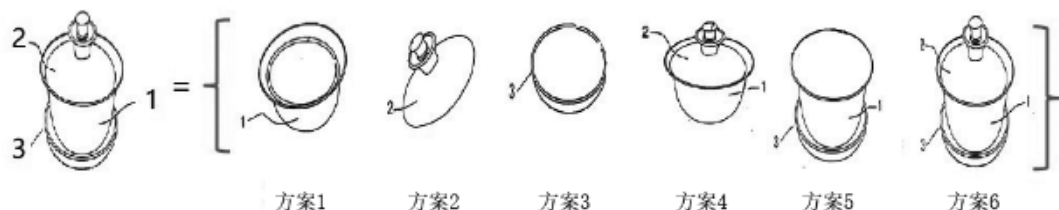


図1

判断の過程は、実質的には複数の現有技術を組み合わせることで発明を成すことができるかどうかを判断する過程である。このように、現有技術をどのように特定するかは、通常、組み合わせの方法と判断の難易度で決定する。例えば、発明「A + B + C」に対して、引用文献1に記載された全体とする技術方案には技術的特徴AとBとDが含まれており、引用文献2に記載された全体とする技術方案には技術的特徴CとEが含まれている。以下、簡単に二つの場合に分けて討論する。

(1) 仮に引用文献1が現有技術「A + B」を含み、Cが技術常識（中国語では「公知常識」）であるまたは引用文献2の中に現有技術Cを含む場合、その組み合わせの方法は現有技術と技術常識の組み合わせあるいは2つの現有技術の組み合わせとなる。この場合、進歩性の判断は通常、比較的容易である。

以下の図2に示すように、引用文献1、引用文献2と特許技術はいずれもアンテナ装置に関連している。そのうち、引用文献1中の全体とする技術方案には、A型の筐体1と、AM/FM共用アンテナ2と、AM/FM信号アンプ3と、回路板4と、絶縁板5との技術的特徴を備え、回路板4は筐体1の底部の内側に設置され、絶縁板5は回路板4の上に垂直に設置され、AM/FM共用アンテナ2は絶縁板5の上に設置されている。また、引用文献2中の全体とする技術方案には、B型の筐体1と、AMアンテナ2と、AM/FM信号アンプ3と、回路板4と、絶縁板5と、FMアンテナ6との技術的特徴を

備え、回路板4は筐体1の底部の内側に設置され、絶縁板5は回路板4の上に垂直に設置され、AMアンテナ2は筐体1の頂部の内側に設置され、FMアンテナ6は絶縁板5の上に設置されている。また、特許技術には、B型の筐体1と、AM/FM共用アンテナ2と、AM/FM信号アンプ3と、回路板4との技術的特徴を備え、回路板4が筐体1の底部の内側に設置され、AM/FM共用アンテナ2は筐体1の頂部の内側に設置されている。

仮に引用文献2を最も近似した引用文献とする。もし当業者が引用文献2中に次の独立した技術方案、すなわち「B型の筐体1と、AM/FM信号アンプ3と、回路板4とを備え、回路板4が筐体1の底部の内側に設置されているアンテナアセンブリ」を開示していると認定することができれば、特許技術は、引用文献2から選択されたこの独立した技術方案に対する区別特徴は、AM/FM共用アンテナ点及びAM/FM共用アンテナが筐体の頂部の内側に設置されている点だけにある。すると、AM/FM共用アンテナは当該技術分野の技術常識であり、且つアンテナの筐体内での設置位置も慣用技術であるため、これによってこの特許が進歩性を有しないとの結論を導くことができ、引用文献2におけるAMアンテナとFMアンテナの分離した設置が逆方向への技術的啓示を与えるかどうかまで考慮する必要はない。

(2) 仮に引用文献1が現有技術「A + B + D」のみを含み、引用文献2が現有技術「C + E」のみを含む場合、組み合わせの方法は2つの現

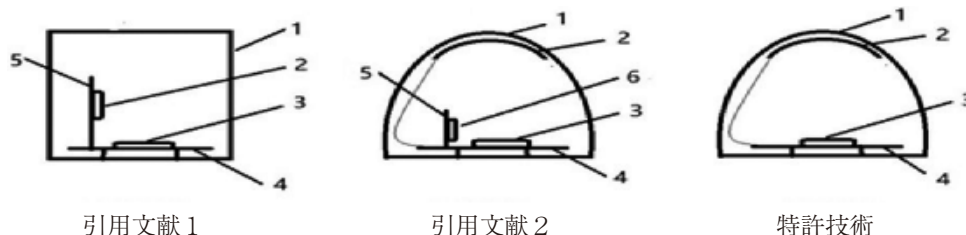


図2

有技術を分離した後、再び組み合わせることになる。この場合、「A+B+D」の中から「A+B」を分離すること及び「C+E」の中から「C」を分離することについては、その分離の難易度及び相互の影響を考慮する必要がある。もし「A+B」と「D」は機能と構造上互いに依存していて、「D」と「C」は機能上互いに抵抗する時、当業者が現有技術の「A+B+D」と「C+E」を知ったとしても、「A+B+D」を「A+B」と「D」に分割し且つ「C+E」を「C」に分割したうえ、さらに「A+B」と「C」を結合させるとは容易に思えない。

以下の図3に示すように、引用文献1は袋詰機に関し、その全体とする技術方案には、袋詰機本体1と、給袋機構7と、吸着ユニット5と、口封機構6との技術的特徴を備え、その給袋機構7には一つ一つの独立したビニル袋を保存しており、吸着ユニット5には第1の吸着手段と、第2の吸着手段と、第3の吸着手段とを有し、その第1の吸着手段及び第2の吸着手段は第3の吸着手段と直面する方向が反対であり、口封機構6は電熱ユニットを有し、前述の吸着ユニットの下方に設置されている。稼働する際、吸着ユニット5は給袋機構7内の一つのビニル袋を第1の吸着手段と第2の吸着手段で吸着してそのビニル袋を一定の高さまで引き上げた後、その吸着ユニットが回転し、その後ビニル袋の開口部を第3の吸着手段で開けて被包装物を充

填した後、口封機構6で加熱シールする。

引用文献2は製袋充填包装機に関し、その全体とする技術方案には、筐体1と、スクロール2と、縦方向加熱シール切断機構3と、横方向加熱シール切断機構5との技術的特徴とを備え、スクロール2にビニル袋ロールを巻いており、横方向加熱シール切断機構5は包装機の下端部に設置されている。稼働する際、スクロール2は回転してビニル袋ロールはスクロールして所定の長さまで落下し、その落下中にビニル袋ロールは縦方向加熱シール切断機構3により2つのビニル袋ロールに分離され、当該2つのビニル袋ロールは被包装物を充填されて所定距離まで継続して落下し、その後横方向加熱シール切断機構5により横方向で切断されて加熱シールされる。

特許技術は袋詰機に関わり、袋詰機本体1と、スクロール2及びスクロール2に巻かれたビニル袋ロール3と、切断機構4と、吸着ユニット5と、加熱シール機構6との技術的特徴を備えている。特許の明細書の記載によれば、従来の袋詰機は、切断機構が刃物で包装袋を切断するものを用いているため、その動作の幅が大きく、従来の袋詰機には大きなスペースが必要になり、商品自動販売機には適用できない。特許技術の袋詰機は、切断機が電熱ユニットを用いてビニル袋ロールを切断するため、袋詰機の体積は精巧に作られ、商品自動販売機の中に置かれ

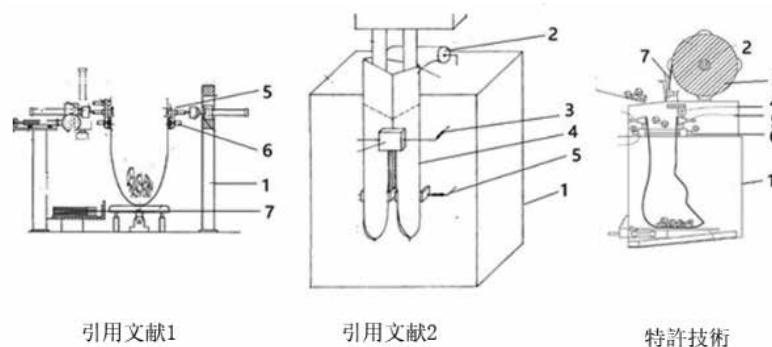


図3

ることができるとともに、吸着ユニットを採用して両側からビニル袋ロールの口を開けるため、開きスピードが速い上に開き効果がよい。

この例では、特許技術は切断機が電熱ユニットを用いてビニル袋ロールを切断するため、袋詰機の体積は比較的小さくしている。引用文献2では電熱ユニットを用いてビニル袋ロールを横方向に切断するが、引用文献1の吸着ユニットでは被包装物を充填する際に袋の開口部を開くほか、給袋機構7に保存されている複数の独立したビニル袋の中から一つのビニル袋をピックアップしている。この吸着ユニット5と給袋機構7は機能と構造上で緊密に協力している一方で、引用文献1の袋詰機ではあらかじめカットしたビニル袋の1つを使用しているため、機能的にビニル袋ロールを分割してビニル袋を形成することと抵抗する。よって、当業者は引用文献1と引用文献2を知った時、引用文献1から給袋機構7を分離して取り出し、これに引用文献2の横方向加熱シール切断機構5を導入し結合させて特許技術を形成することを安易に思いつけない。

4. 2 技術的手段の作用

技術的啓示の因果関係を認定する際に、技術的手段の作用を認定する必要がある。技術的手段の作用は、技術的手段が発明と現有技術とにて実際に果たす作用であるべきであり、その技術的手段が客観的に果たせるだろうすべての作用ではない。ある技術的手段にとって、その客観的な作用は、すべての技術方案において果たす作用の集合である。また、2つの同じ技術的手段にとって、その客観的に果たす作用はいずれもこの集合であり、必然的に同じであるため、作用が異なる場合は存在しない。従って、技術的手段については、その客観的に果たす作用を判断基準とすると、因果関係の論理が全体性の要件及び特定性の要件に合致しないようになる

ばかりか、「專利審査指南」の前述した「その区別特徴が保護を求める発明においてその改めて確定された技術課題を解決するための作用と同じである場合。」という規定を無きものにしてしまう。

以下の図4に示すように、技術的手段の作用は所定の変位を起こすと仮定した場合、その技術的手段1が客観的に起こした変位はベクトルABとベクトルabで、技術的手段2が客観的に起こした変位はベクトルBCで、技術的手段3が客観的に起こした変位はベクトルCDとベクトルcdとベクトルefである。しかし、技術的手段1～3によって構成された技術方案において、技術的手段1が実際に起こした変位はベクトルABで、技術的手段2が実際に起こした変位はベクトルBCで、技術的手段3が実際に起こした変位はベクトルCDである。

技術的手段及び技術的手段の実際に果たした作用は、発明や引用文献の中で明確に記載された内容であったり、当業者が発明や引用文献の記載によって確定できる内容であったりする。特許技術と引用文献は、いつも特定の技術課題に対して、特定の読者のために書いたものであり、隅々にまで綿密に書かれたものではない。そして、当該特定の技術課題に関係がない、あるいは読者が熟知している内容については、省略されたり、簡略化されたりすることがある。言い換えれば、特許技術と引用文献にお

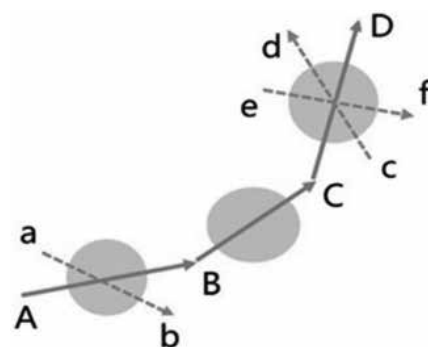


図4

いては、ある技術的手段（またはあるいくつかの技術的手段）や、ある技術的手段（またはいくつかの技術的手段）が実際に果たした作用を省略することも可能であるが、これらの内容は、当業者が特許技術や引用文献におけるほかの内容に基づき直接的に疑う余地もなく確定できる内容であるため、これらを技術的啓示の判断における因果関係の要素とすることは妨げられない。

5. ケーススタディ

事例1：上記の図2を例にする。仮に特許技術において、AM/FMの共用アンテナを採用した作用はアンテナの数を減らすことであり、空間の限られた設備に複数のアンテナを設置することが不便である課題を解決する。引用文献2は、引用文献1に対する改良技術であり、中でもAM/FMを分離したアンテナに設定する作用は、絶縁板2の体積を減らし、さらにアンテナの体積を小さくすることである。

引用文献2を最も近接した引用文献とした場合、引用文献2が逆方向への技術的啓示を与えるかどうかについては、本稿の因果関係方法を用いて次のように分析する。

特許技術の観点から考えると、特許技術中の因果関係は共用アンテナを採用することでアンテナの数を減らすことができることであり、これに対してその逆方向への技術的啓示は、共用アンテナを採用してもアンテナの数を減らすことができない、あるいは共用アンテナがアンテナの数を減らすことと異なるほかの作用しか果たすことができない、あるいはアンテナの数を減らすことが共用アンテナと異なるほかの技術的手段を採用するしかないことになる。

引用文献2の観点から考えると、引用文献2中の因果関係は分離したアンテナを採用することでアンテナの体積を小さくすることができることであり、これに対してその逆方向への技術的啓示は、分離したアンテナを採用してもアン

テナの体積を小さくすることができない、あるいは分離したアンテナを採用してもアンテナの体積を小さくすることと異なるほかの作用しか果たすことができない、あるいはアンテナの体積の小型化が分離したアンテナと異なるほかの技術的手段を採用するしかないことになる。

とすると、もし因果関係分析方法を採用すると、特許技術の観点から考えても、引用文献2の観点から考えても、特許技術と引用文献2が提示したのは互いに逆の因果関係ではなく、よって、引用文献2に逆方向への技術的啓示が存在しているとは思えない。

事例2：発明名称「可変周波数速度調整型改良流体カップラ電動給水ポンプ」に関する特許権無効審判請求事例²⁾において、特許技術は周波数インバータで無段変速を行い、液体カップラを定速出力に改造し、液体カップラにある変速のための液体システムを取り外して、歯車形軸継手によって関連部品を接続することに関わる。最も近接した引用文献では周波数インバータで回転速度を調整し液体カップラを定速出力に改造している。特許技術と引用文献との区別は、特許技術では液体カップラの液体システムを取り外して、歯車形軸継手によって従動ギヤの伝動軸と出力軸をダイレクトに接続するのに対して、引用文献では液体カップラのポンプホイール、タービン及びオイルシステムを残している点にある。なお、引用文献には、「液体カップラを増速ギアボックスに変更する必要はなく、液体カップラ内部の局所的な改造によって、液体カップラ速度調整機能を定速出力機能に変更する。」ことも記載されている。

この事例では、特許権者は、引用文献の上述した記載「……必要はなく、……改造……」が逆方向への技術的啓示となると主張した。これに対して、合議体は次のような意見を示した。すなわち、引用文献で選定された改造の方法ができるだけ改造の範囲を縮小する等の目的に基

づくものであるが、それがほかの可能な改造の方法を排除するものではなく、現有技術における既存で同様な機能を持つ軸継手の種類の中から選択することを排除するように当業者を誤認させるものでもない。当業者はほかの合理的かつ予期可能な目的（例えば省エネルギー）に基づいて、異なる選択をすることができる。よって、引用文献の明細書に記載された上記の内容は、その全体とする技術方案の中で「液体カプラーの速度調整機能を定速出力機能に変更する。」ことの唯一で排他的な具体的実施の形態として認定してはならないばかりか、逆に「増速ギアボックスに変更する」という具体的な実施の形態の可能性を示している。

この事例において、合議体は、引用文献の中の「関連の改造をしない」という文面的な記載に注目するだけでなく、技術的手段を採用する目的（すなわち、作用）ができるだけ改造の範囲を縮小することであるとさらに分析したうえで、このような技術的手段と作用との関係は、発明の属する技術分野における慣用技術的手段と通常的作用との関係と矛盾しないため、引用文献が逆方向への技術的啓示ではないとの考え方を示していた。合議体のこの考え方は、本稿の検討する因果関係分析法と一致している。

6. おわりに

特許の進歩性の判断における技術的啓示と逆方向への技術的啓示を考慮する際、因果関係の面から技術的手段とその実際に果たした作用を同時に考慮し、その因果関係と同じであること又はその因果関係と逆になることを根拠にして、技術的啓示及び逆方向への技術的啓示の存否を認定することは、文面が当業者にもたらす妨害をある程度除去することができ、判断基準が更に具体的かつ明確になり、結果をより正確かつ合理的にすることができる。浮雲が視界を遮るのを恐れないのは、すでに自身が最高峰にいる場合である。技術的啓示と逆方向への技術的啓示の判断における因果関係を把握することができれば、当業者は高き山に身を置き、さらに遠くまで見渡せるようになるかもしれない。

注 記

- 1) 例えば、「 $A \nrightarrow B$ 」（即ち、技術的手段Aの因に対して作用Bの果が得られない。）は「 $A \rightarrow \neg B$ 」（即ち、技術的手段Aの因に対して作用Bではない果が得られる。）の等価の論理であるかもしれない。
- 2) 中国国家知識産権局専利復審委員会（日本特許庁の審判部に相当する）が2015年8月28日に発行した第27267号無効審決を参照

（原稿受領日 2018年5月16日）